

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



**SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、**

2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能なよりよい社会を実現するための世界共通の目標で、

2030年までの達成に向け、全ての国が一致して取り組むべき17の目標から構成されています。

私たちは、事業活動の中で以下のような取り組みを通じて、「持続可能な社会」の実現を目指します。

＜クラブコスメティクスのSDGsへの取り組み例＞

## ■製造・品質管理 ~品質へのこだわり、省資源および廃棄物低減~

- ・安全で品質の高い製品の提供、そのための技術向上
- ・工場内のエネルギー（電気・LPガス）使用量、CO2排出量の削減
- ・デジタルツール等の活用による効率化、ペーパーレス化
- ・産業廃棄物の低減・リサイクル推進



## ■研究・開発 ~環境・人にやさしい安心・安全な処方の開発~

- ・法令や各種規制の遵守、安全性確認の徹底
- ・環境にやさしいサステナブル原料の積極的な使用
- ・海洋環境への負荷低減（マイクロプラスチックビーズの使用禁止 等）
- ・研究開発における動物実験の禁止



## ■営業・商品企画 ~環境・人に配慮した商品および容器包材の企画・設計・販売~

- ・商品在庫を削減する営業活動
- ・環境関連法令の遵守、環境に影響する成分を排除する容器設計
- ・環境に配慮した素材・原料を使用した商品開発



## ■労務管理 ~働きやすく働きがいのある職場環境の実現~

- ・多様な働き方の実現
- ・働き続けることのできる職場環境の改善・整備
- ・女性が活躍できる職場環境の実現
- ・安全衛生管理、社員の心身の健康維持



## ■人材育成・教育 ~共に成長できる人材の育成・教育体制の整備~

- ・キャリア別人材育成研修の実施
- ・コンプライアンス・ハラスメント教育の徹底
- ・DX推進人材の育成とITリテラシーの向上



# 環境方針

## <基本方針>

世代を通じ「美」を継承することが私たちクラブコスメチックスの責務です。

「美」を人に提供するだけでなく、バリューチェーンを通じて環境負荷の削減をはかり美しい地球を次の世代へ引き継いでいくことを推進します。

### 1. 環境関連諸法規の遵守

事業活動の推進にあたり、「環境関連法規制」「条例」「協定」及びその他要求事項を遵守し、環境負荷の低減、環境汚染の防止に努めます。

### 2. 環境に配慮した事業の推進

環境教育、啓発活動を通じて全従業員に本方針を周知するとともに、社員の環境保全に関する意識の向上を図り、地球の環境保全活動に積極的に貢献します。

### 3. 省資源および廃棄物の削減・エネルギーの効率的利用

省エネ活動を通じ、省資源および廃棄物の削減・リサイクルに取り組みます。

### 4. 持続可能な社会づくり（SDGsへの取り組み）

基本理念に基づき活力あふれる地球環境を実現することを目的に、「環境」「人権」の項目を主体にコミットメント（約束）し、環境・社会課題の解決に注力します。

2021年1月制定

(2024年1月改訂)

株式会社クラブコスメチックス

代表取締役社長

中山ユカリ



CLUB cosmetics

# 人権・労働方針

## <基本方針>

世代を通じ「美」を継承することが私たちクラブコスメチックスの責務です。

「美」を人に提供するにあたり、持続可能な企業活動のうえで人権尊重は普遍的な重要課題であると考え、5つの柱を方針として定め、社員の健康と安全な職場環境の実現を目指します。

### 1. 社員の安全衛生

- ・労働安全衛生に関する法令を遵守します。
- ・労働安全衛生活動を推進し、労働災害発生の潜在的危険性の低減に努めます。
- ・外部業者、派遣社員等に対しても、社員と同等の安全衛生を確保するよう努めます。
- ・緊急事態発生時の緊急連絡体制を整備し、不測の事態に備え安全確認の訓練を実施します。

### 2. 労働条件

- ・法令を遵守し、勤務時間、休日および休暇等を適切に管理し、社員が心身ともに健康で働きやすい環境づくりを行います。
- ・社員やその家族が充実した休日を過ごせるよう福利厚生の充実をはかります。

### 3. 社員教育

- ・体系的・計画的に社員研修を実施し、キャリアに応じた人材教育を行い、社員がいきいきと活躍できる環境を整えます。

### 4. 強制労働・児童労働・人身売買

- ・基本的人権を擁護する観点よりすべての児童労働、強制労働および人身売買を排除し、コンプライアンスを遵守した事業活動を行います。

### 5. ダイバーシティ・差別・ハラスメント

- ・個人の人権とプライバシーを尊重し、性別・年齢・国籍・人種・民族・出身・思想・信条・宗教・疾病・障害の有無・性的指向・その他法令で定めるもの等いかなる理由であっても不当な差別や個人の尊厳を傷つける行為を行うことを許容しません。
- ・セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントといった身体的・精神的苦痛を与える行為を許容せず、防止に向けた取り組みを継続的に行います。

2024年1月制定

株式会社クラブコスメチックス

代表取締役社長 **中山ユカリ**



**CLUB cosmetics**